

検定等の手数料一覧

2019 年 4 月 1 日

追記 2019 年 8 月 1 日

公益社団法人 産業安全技術協会

下記手数料は、税抜きの金額です。検定手数料は、消費税分を加算した金額になります。

個別検定の手数料

ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの
機械等登録個別検定機関業務規程 第 4 条関係
検定手数料（1 件当たりの手数料）

区分	金額（税抜き）
1 新規検定	
・ ロールが 2 組以下のもの	118,100 円
・ ロールが 3 組以上のもの	238,100 円

その他の手数料（合格証 1 件当たりの手数料）

2 明細書の再交付又は明細書の記載事項変更	金額（税抜き）
・ 1 件につき	3,800 円

型式検定の手数料

機械等登録型式検定機関業務規程 第 4 条関係
表 1 検定手数料（1 件当たりの手数料）

区分	金額（税抜き）
（1）新規検定	
1 プレス機械又はシャアの安全装置	
（イ）両手操作式、手払い式、手引き式又はガード式	118,100 円
（ロ）（イ）以外又は（イ）の中で制御機能を有するもの	220,900 円
2 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置	
（イ）ロールが 2 組以下のもの	118,100 円
（ロ）ロールが 3 組以上のもの	238,100 円
3 防爆構造電気機械器具	
（イ）本質安全防爆構造(ib 又は ic)のもの（同一型式のないもの）	
・ 回路部品の数 が 50 個未満のもの	175,300 円
・ 回路部品の数 が 50 個以上 150 個未満のもの	278,100 円
・ 回路部品の数 が 150 個以上のもの	354,300 円

区分	金額 (税抜き)
(ロ) 本質安全防爆構造(ib 又は ic)のもの (同一型式の審査を要するもの) ・ 回路部品の数が 50 個未満のもの ・ 回路部品の数が 50 個以上 150 個未満のもの ・ 回路部品の数が 150 個以上のもの	205,700 円 327,600 円 420,900 円
(ハ) 本質安全防爆構造(ia)のもの (同一型式のないもの) ・ 回路部品の数が 50 個未満のもの ・ 回路部品の数が 50 個以上 150 個未満のもの ・ 回路部品の数が 150 個以上のもの	211,400 円 337,100 円 432,400 円
(ニ) 本質安全防爆構造(ia)のもの (同一型式の審査を要するもの) ・ 回路部品の数が 50 個未満のもの ・ 回路部品の数が 50 個以上 150 個未満のもの ・ 回路部品の数が 150 個以上のもの	247,600 円 400,000 円 514,300 円
(ホ) 本質安全防爆構造以外のもので、かつ爆発等級 3 ^{注3} 又はグループ IIC 以外のもの (同一型式のないもの) ・ 換算値 ^{注1} が 40 未満のもの ・ 換算値が 40 以上 100 未満のもの ・ 換算値が 100 以上のもの	129,500 円 196,200 円 257,100 円
(ヘ) 本質安全防爆構造以外のもので、かつ爆発等級 3 又はグループ IIC 以外のもの (同一型式の審査を要するもの) ・ 換算値が 40 未満のもの ・ 換算値が 40 以上 100 未満のもの ・ 換算値が 100 以上のもの	150,500 円 230,500 円 302,900 円
(ト) 本質安全防爆構造以外のもので、かつ爆発等級 3 又はグループ IIC のもの (同一型式のないもの) ・ 換算値が 40 未満のもの ・ 換算値が 40 以上 100 未満のもの ・ 換算値が 100 以上のもの	182,900 円 285,700 円 379,100 円
(チ) 本質安全防爆構造以外のもので、かつ爆発等級 3 又はグループ IIC のもの (同一型式の審査を要するもの) ・ 換算値が 40 未満のもの ・ 換算値が 40 以上 100 未満のもの ・ 換算値が 100 以上のもの	213,300 円 337,100 円 447,600 円

区分	金額（税抜き）
(リ) (イ) ～ (ニ) のいずれか（本質安全防爆構造）と（ホ）～（チ）のいずれか（本質安全防爆構造以外）が組み合わされた場合	本質安全防爆構造と本質安全防爆構造以外の手数料それぞれを合算する。
(ヌ) 防爆構造電気機械器具の防爆性を補完する規格に係る検定を併せて申請する場合	補完する規格ごとに、200,000 円を加算するものとする。
(ル) 耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造及び安全増防爆構造の防爆構造電気機械器具を特別危険箇所で使用できるよう、特殊防爆構造として申請する場合	手数料に 200,000 円を加算するものとする。
4 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	118,100 円
5 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	358,100 円
6 絶縁用保護具	
(イ) 帽子	70,500 円
(ロ) (イ) 以外のもの	118,100 円
7 絶縁用防具	118,100 円
8 保護帽	
(イ) 飛来・落下物用のもの	100,100 円
(ロ) 飛来・落下物用保護帽で、同時に墜落時保護用としての申請がなされるもの	70,500 円
(ハ) 墜落時保護用のもの	118,100 円
(ニ) 墜落時保護用保護帽で、同時に飛来・落下物用としての申請がなされるもの	81,900 円
9 動力により駆動されるプレス機械	
(イ) 両手操作式単独のもの	297,100 円
(ロ) (イ) 以外のもの	380,900 円
10 防じんマスク	
(イ) 取替え式（吸気補助具付き）	384,500 円
(ロ) 取替え式（吸気補助具付き以外）	230,500 円
(ハ) 使い捨て式	230,500 円
11 防毒マスク	
(イ) 防じん機能のない吸収缶のみ	243,800 円
(ロ) 防じん機能付きの吸収缶のみ	283,800 円

区分	金額（税抜き）
（ハ）防じん機能のない防毒マスク	260,900 円
（ニ）防じん機能付きの防毒マスク	300,900 円
12 電動ファン付き呼吸用保護具	
（イ）電動ファン付き呼吸用保護具（面体形）	639,100 円
（ロ）電動ファン付き呼吸用保護具（ルーズフィット形）	619,200 円
13 所在地審査	一日あたり 163,000 円
新規検定手数料の例外	
新規検定手数料は、次の（イ）から（ト）までに定める金額とする。	
（イ）企業分割等、更新忘れ又は両者の複合的適用による新規申請において、既に型式検定合格証が交付されている型式の機械等と同一の部分をもつ機械等であつて、当該部分についての検査等データの有効性が確認された場合で、サンプルによる試験又は試験の一部を省略することができる場合の検定手数料	71,200 円
（ロ）上記（イ）において、同一法人により同時に 4 件以上の申請がなされた場合の検定手数料	1 件あたりの手数料を表 2 に示す割合で減額し、十円の位を四捨五入した金額とする。
（ハ）防爆構造電気機械器具の機械等は、検定場所を新規検定申請者の希望する場所（協会を除く）において行う場合の検定手数料	1 件あたりの手数料を 10%減額し、十円の位を四捨五入した金額とする。
（ニ）申請書に、指定外国検査機関の検査等データが添付されてきた場合であつて、当該検査等データが適正であると確認されたときで、サンプルによる試験に代えて、当該検査等データによる審査を実施することができる場合（指定外国検査機関扱い）に該当するもの	1 件あたりの手数料を 35%減額し、十円の位を四捨五入した金額とする。ただし、上記（イ）及び（ロ）を除く。
（ホ）防爆構造電気機械器具の申請書に、国際的な枠組みである IEC 防爆機器規格適合性認証制度（IECEX システム）の下に運営される検査機関の検査等データが添付されてきた場合であつて、当該検査等データが適正であると確認されたときで、当該検査データを活用して検査を実施することができる場合（IECEX システムの認証品）に該当するもので、協会が IECEX システムの認証を行ったもの	（イ）を適用する。
（ヘ）新規検定の審査のうち、独立行政法人労働安全衛生総合研究	95,300 円

区分	金額（税抜き）
所技術指針 TR45（2013）「粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具技術指針」に基づいた性能試験を 2013 年 9 月 20 日より 2014 年 11 月 29 日までに協会で実施したものであって、当該部分についての検査等データの有効性が確認され場合は、所在地審査の確認を済ませることによってサンプルによる試験又は試験の一部を省略することができる場合の検定手数料	
（ト）是正処置 ^{注4}	1 件あたりの手数料に是正処置ごとに 45,000 円を加算する。この場合、是正処置ごとに手数料を算定して最も高い金額のものを採用する。
（2）更新検定	
（イ）更新検定基本手数料	22,600 円
（ロ）修正及び追加書面がある場合。ただし、製造検査設備等の概要書の届出日が記載された書面を除く。	1 件あたりの手数料に修正及び追加書面 1 枚あたり 8,500 円を加算する。
（3）検定合格証の再交付	3,800 円
（4）検定合格証の記載事項変更	3,800 円

注 1）検定手数料には、信書便を国内に通常配達する場合に限り、検定合格証等を申請者へ送付する料金を含む。検定合格証等を、その他の送付方法又は国外へ送付する場合の送料は、申請者負担とする。

注 2）防爆構造電気機械器具の新規検定において、サンプルの幅、奥行及び高さを一辺とする直方体の体積をセンチメートル立方に換算して得た値を「換算値」という。

注 3）防爆構造電気機械器具の新規検定において、水素及び水素より点火しやすいガス又は蒸気等は、爆発等級 3 又はグループ IIC として扱う。

注 4）「是正処置」とは、検定の基準に適合しないか、又は適合すると判断できない場合において、申請者が申請書類又は（及び）サンプルの改善を行うことをいう。申請書類の誤記などの軽微な誤りの訂正は、手数料の加算対象となる是正処置としない。

注 5）消費税は、1 円未満は切り捨てとする。

表 2（表 1 の新規検定手数料の例外（イ）、（ロ）及び（ホ）関係）

同一法人により同時に申請された件数	減額する割合
1	0%
2	0%
3	0%

4	15%
5	15%
6	20%
7	20%
8	30%
9	30%
10 以上 19 以下	35%
20 以上 29 以下	50%
30 以上 39 以下	55%
40 以上 49 以下	57%
50 以上 79 以下	60%
80 以上 99 以下	65%
100 以上 149 以下	70%
150 以上 199 以下	73%
200 以上 249 以下	75%
250 以上 299 以下	76%
300 以上 399 以下	77%
400 以上 499 以下	78%
500 以上 699 以下	80%
700 以上 999 以下	83%
1000 以上	87%

検定手数料の納付方法

1. 検定手数料は、原則として、銀行振込により納付してください。
手数料表の金額に消費税分を加算して納付してください。
支払いを証する書面の写しを申請時に提出してください。

2. 検定手数料の振込先は次のとおりです。

三井住友銀行清瀬支店 普通0143022

みずほ銀行新所沢支店 普通4012659

ゆうちょ銀行 口座番号00120-2-12608

口座名義 公益社団法人産業安全技術協会

略称フリガナ シャ) サンギョウアンゼンギジュツキョウカイ